

苦港監第5号
令和2年3月30日

苦小牧港管理組合
管理者 苦小牧市長 岩倉博文様

苦小牧港管理組合

監査委員 渡邊直樹

監査委員 小山征三



苦小牧港管理組合監査委員事務局規程の一部改正について

苦小牧港管理組合監査基準の策定に伴い、苦小牧港管理組合監査委員事務局規程の一部を次のように改正したので通知します。

第8条第1号中「監査委員監査規程」を「監査基準」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

○苦小牧港管理組合監査委員事務局規程(昭和40年7月30日監査規程第1号)

改正案	現 行
(監査事務の執行) 第8条 職員は、苦小牧港管理組合監査基準の定めるところに従い、監査に従事する。 2・3 略	(監査事務の執行) 第8条 職員は、苦小牧港管理組合監査委員監査規程の定めるところに従い、監査に従事する。 2・3 略
施行日:令和2年4月1日	